

日本学校ソーシャルワーク学会会則

2006年4月 1日施行

2007年7月 7日改正

2008年7月 5日改正

2019年7月13日改正

第I章 総則

第1条（名称） 本会は、日本学校ソーシャルワーク学会（Japanese Society for the Study of School Social Work）と称する。

第2条（事務所） 本会の事務所は、理事会の指定する場所に置く。

第II章 目的及び事業

第3条（目的） 本会は、学校ソーシャルワークに関する研究、会員相互の連絡と協力、内外の学会等との連携を図り、子どもの人権と教育及び発達の保障に資することを目的とする。

第4条（事業） 本会は、前項の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 全国大会（研究報告会）の開催
2. 学校ソーシャルワーカーの研鑽に関する取り組み
3. 国際的な学術交流及び国内の諸学会等との共同研究の推進
4. 研究誌の発行。研究誌にかかる規定は別途定める
5. 研究成果にもとづく図書等の刊行
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第III章 会員

第5条（会員の資格） 学校ソーシャルワークに関する研究と実践を行う者は、理事会の承認を得て、本会の会員となることができる。

第6条（入会） 会員になろうとするものは、会員1名以上の推薦を得て、所定の入会申込書を提出のうえ、理事会の承認を受けなければならない。

第7条（会費） 会員は、総会の定めるところにより会費8,000円を納めなければならない。既納の会費は返済しない。

第8条（退会） 会員はいつでも所定の退会届を提出のうえ、理事会の議を経て退会することができる。

第9条（賛助会員） 本会の趣旨に賛同し、本会のために特別な援助をなす団体、または個人は、理事会の議を経て、本会の賛助会員とすることができる。

第10条（会員の権利義務） 会員は次に述べる権利義務をもつこと。

1. 会員は、思想・信条の自由、研究方法の自由を尊重しあわねばならない
2. 会員は、総会に出席して意見を述べ決議に参加することができる
3. 会員は、研究大会において自由研究発表をおこなうことができる
4. 会員は、会費納入の義務を負う

第11条（個人情報の保護） 会員は研究大会や研究誌において研究倫理規程を遵守し、個人情報保護に努める。

第12条（会員の資格喪失） 会則違反、その他、次の各号に該当する場合、理事会の議を経てその資格を喪失する。

- （1）会費を2年滞納した者は、滞納2年目に当たる年度末に会員の資格を喪失する。
- （2）死亡、もしくは失踪宣告をうけたとき

第IV章 機関

第13条（役員） 本会に下記の役員を置く。

1. 理事12名（うち代表理事1名、副代表理事1名をおく）
2. 監事2名

第14条（理事及び監事の選任） 理事及び監事は、会員の中から選挙等の方法により選任する。代表理事、副代表理事は、理事会において互選する。

第15条（任期及び補充） 役員の任期は、3年とする。役員の再任は妨げない。ただし、任期は、最長連続3期までとする。

第16条（代表理事） 代表理事は、本会を代表する。

第17条（副代表理事） 副代表理事は、代表理事に事故がある場合、その職務を代行する。

第18条（理事会） 理事は理事会を組織し、会務を執行する。

第19条（会務） 理事会は会務を執行するため、いくつかの委員会を置くことができる。
2 事務局長は学会事務を所掌する。

第20条（監事） 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

第21条（総会） 本会の最高議決機関は総会である。代表理事は、毎年1回会員の通常総会を招集しなければならない。代表理事が、必要と認めるとき、または会員の3分の1の請求があるときは、臨時総会を開かなければならない。

第22条（議決） 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

第V章 会計

第23条（経費） 本会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入を持ってあてる。

第24条（予算及び決算） 本会の予算及び決算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第25条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

第VI章 会則の変更及び解散

第26条 本規約を変更し、または本会を解散するには会員の3分の1以上または理事の過半数の提案により、総会出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

この会則は、2019年7月13日からこれを施行する。ただし、第7条（会費）の規定については、2020年度分からこれを施行する。